

制限付一般競争入札（郵便方式）の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 事業名

明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業 [事業番号：9923350701]

（本案件は以下の業務委託及び工事を合併して入札に付するものである。）

- ・明石クリーンセンター焼却施設等包括管理業務委託 [業務番号：2023350701]
- ・明石クリーンセンター焼却施設保全工事 [工事番号：2023350004]

2 事業場所

明石市大久保町松陰 1131 ほか 明石クリーンセンター

3 事業期間

契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 事業概要

焼却施設等包括管理業務委託

(1) 業務名

明石クリーンセンター焼却施設等包括管理業務委託 [業務番号：2023350701]

(2) 業務概要

- ・ 焼却施設等包括管理業務委託 一式
  - ① 運転管理業務
  - ② 保全業務
  - ③ 建築物・関連施設管理業務
  - ④ 消耗品・用役等調達業務

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

焼却施設保全工事

(1) 工事名

明石クリーンセンター焼却施設保全工事 [工事番号：2023350004]

(2) 工事概要

- ・ 機械工事
  - 燃焼溶融設備
    - ・ 1～3号燃焼装置保守 1式
- ・ 電気工事
  - 電気計装設備
    - ・ 蒸気タービン発電機既設装置取付品 1式
- ・ 焼却施設休止工事 1式

(3) 工事期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

5 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に工種が機械器具設置工事又は清掃施設工事で登録されていること。  
※本入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける。特例政令第2条第2号に規定する欧州連合の供給者で、明石市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、「25 欧州連合の供給者に関する特記事項」の規定を適用する。
- (2) 機械器具設置工事又は清掃施設工事における特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 機械器具設置工事又は清掃施設工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が開札日において1,000点以上であること。
- (4) 平成25年4月1日から令和5年10月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る以下に掲げる①及び②の業務を元請として同一施設で3年以上連続して履行し、業務を完了した実績を有すること。又は、3年以上に渡る業務（契約）を現在履行中の場合は、令和5年10月31日の時点で3年以上連続して履行していることが確認されれば、上記の要件を満たすものとする。
  - ① 一般廃棄物の全連続機械式ストーカ炉（処理能力が480t/日以上）の運転管理業務、保全業務、建築物・関連施設管理業務及び消耗品・用役等調達業務
  - ② ボイラー及び復水タービン式発電設備（発電能力8,000kw以上）の運転管理業務
 ※元請としての実績については、共同企業体の代表者であった場合を含む。
- (5) 平成25年4月1日から令和5年10月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る一般廃棄物の全連続機械式ストーカ炉（処理能力が240t/日以上）のごみ焼却設備工事又は保全工事を元請として以下に掲げる①又は②の工事を竣工した実績を有すること。
  - ① 炉の火格子交換工事
  - ② ボイラー及び復水タービン式発電設備（発電能力8,000kw以上）の保全工事
- (6) ①及び②の適正な専任の業務責任者を配置できること。  
(下記①及び②は兼ねることができる。)
- ① ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、全連続機械式焼却施設の運転業務に従事した経験を有する者を保有しており、その者を本業務における専任の業務責任者として配置できること。
- ② 機械器具設置工事又は清掃施設工事における専任の監理技術者を保全工事の現地施工期間において配置できること。
- (7) 明石市内に本店を置く下請負人との契約額の合計を、本事業請負額の10%以上とすることができること。ただし、市内業者については入札の参加の要件としない。
- (8) 有効な経営事項審査結果を受けており、開札日においてその総合評定値が明石市に登録されていること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (10) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (12) 公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (13) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (14) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (15) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

## 6 設計図書の申込み

### (1) 期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月5日（火）午後3時まで

### (2) 方法

ア 上記期間内に財務室契約担当へ設計図書受け取り予約申込票（指定様式）をファクシミリ（078-918-5153）により申し込んでください。

**※設計図書の受け取りは入札参加の条件となります。**

イ 申込票受付後、設計図書のPDFファイルのコピーを渡します。財務室契約担当から設計図書の受け取り時刻を連絡しますので、受け取り時にはCD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

### (3) 受け取り日時

ア 令和5年11月28日（火）から令和5年12月4日（月）までの間に申し込んだ場合

- a 午後3時までに申し込まれた方については、申込み当日の午前9時から午後5時までの間で受け取り時刻を指定します。
- b 午後3時以降に申し込まれた方については、申込み日の翌平日午前9時から午後5時までの間で受け取り時刻を指定します。

イ 令和5年12月5日（火）に申し込んだ場合

- a 必ず午後3時までに申し込んでください。申込み当日の午前9時から午後5時までの間で受け取り時刻を指定します。
- b 午後2時30分以降に申し込んだ場合は、設計図書受け取り予約申込票（指定様式）をファクシミリ送信後、財務室契約担当（TEL:078-918-5012）まで着信確認を行ってください。
- c 午後3時以降の申込みは受け付けません。

## 7 完成図書の閲覧

### (1) 閲覧期間

設計図書受け取り後から令和5年12月8日（金）正午まで

### (2) 申込み期間

設計図書受け取り後から令和5年12月7日（木）午後5時まで

### (3) 方法

完成図書の閲覧を希望する場合は、上記期間内に財務室契約担当へ完成図書閲覧申込書（指定様式、設計図書に添付）をファクシミリ（078-918-5153）により申し込んでください。

※設計図書受け取り後、資源循環課（明石クリーンセンター）において完成図書の閲覧が可能となります。  
ただし、完成図書は企業の設計製作過程の技術情報やノウハウを含むため、閲覧は一部のみに限ります。  
なお、閲覧日時については財務室契約担当から連絡します。

#### 8 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ（078-918-5153）により財務室契約担当へ設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和5年11月28日（火）から令和5年12月11日（月）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

令和5年12月13日（水）午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

#### 9 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒（青色）により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 事業費内訳書（指定様式）（※）

※業務費内訳書（指定様式）及び工事費内訳書（指定様式）が含まれていること。

エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績が分かる契約書等（写）

オ 施工実績調書（指定様式）及び施工の実績が分かる契約書等（写）

カ 配置予定業務責任者調書（指定様式）及び業務に従事した経験が分かる書類（写）

キ 市内業者への下請負契約計画書（指定様式）

ク 配置予定業務責任者及び配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書類（写）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和5年12月13日（水）午後1時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 提出期限は、令和5年12月19日（火）（明石郵便局必着）です。

#### 10 開札日時及び場所

- (1) 日時

令和5年12月21日（木）午前9時30分（予定） ※状況により前後します。

- (2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

#### 11 入札保証金

免除

#### 12 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項に該当する場合は免除等を行う場合がある。）

#### 13 建退共掛金収納書（発注者提出用の提出）

## 要

### 14 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

### 15 支払条件

#### (1) 焼却施設等包括管理業務委託

前金払 無

部分払 各会計年度における委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）の80%以内を年12か月で均等割りした額について月払いとする。なお、支払限度額の残額については年度毎の完了払とする。

#### (2) 焼却施設保全工事

前金払 各会計年度における出来高予定額の40%以内

中間前金払 各会計年度における出来高予定額の20%以内

部分払 令和5年度 無

令和6年度から令和12年度まで 有（各会計年度において3回以内）

出来高予定額 令和5年度 無

令和6年度から令和11年度まで 各会計年度において請負金額の14.28%以内

令和12年度 残額

支払限度額 令和5年度 無

令和6年度から令和11年度まで 各会計年度における出来高予定額の100%

令和12年度 残額

### 16 予定価格（税抜）

開札後公表します

※予定価格は事業期間中に発注者が受注者に支払う包括管理業務委託料及び保全工事費を合計した額である。

### 17 変動型最低制限価格の設定

有（最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均の85%未満の入札者は失格とする。）

### 18 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

### 19 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石クリーンセンター焼却施設等包括管理業務委託契約約款、明石クリーンセンター焼却

施設保全工事請負契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

なお、明石クリーンセンター焼却施設等包括管理業務委託契約約款には「債務負担行為に係る契約の特則」、「焼却施設の運転停止等の場合における3補償」及び「変動費に関する事項」を、明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約約款には「運転停止等の場合における補償」及び「その他の損害賠償」を付しているの  
で、了承の上、入札に参加すること。

## 20 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
- (6) 契約締結予定日において、有効な経営事項審査結果を受けていること。

## 21 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他「制限付一般競争入札の応募案内（業務委託）」及び「制限付一般競争入札の応募案内（工事 郵便方式）」等のとおり

## 22 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札候補者としての決定を行います。
- (3) 業務委託料と保全工事費の内訳は、「業務委託料：保全工事費＝8：1【概算】」を想定しています。発注者が落札金額を業務委託料・保全工事費の設計金額（市設計）の割合で按分してそれぞれの契約金額を決定し、契約書は業務委託、工事ごとに作成します。また、各会計年度における年割額についても、設計金額（市設計）の割合で按分します。
- (4) 保全工事については、議会の議決を要するため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、速やかに本契約を締結します。
- (5) 入札結果は、明石市ホームページ「入札コーナー」にて掲載します。

## 23 準備期間について

包括管理業務委託について、契約締結日から令和6年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、入札にご参加ください。

## 24 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この事業の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一

覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この事業の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の「制限付一般競争入札の応募案内（業務委託）」及び「制限付一般競争入札の応募案内（工事 郵便方式）」確認した上で申し込んでください。
- (4) 明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。
- (5) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。  
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (8) 建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。なお、建設業法施行令の一部改正に伴い、下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には特定建設業の許可及び専任の監理技術者を要します。
- (9) 本入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 25 欧州連合の供給者に関する特記事項

- (1) 特例政令第2条第2号に規定する欧州連合の供給者で、明石市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、本市のホームページ（[http://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/keiyaku\\_ka/tuikatouroku.html](http://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/keiyaku_ka/tuikatouroku.html)）の「競争入札等参加資格審査申請の追加受付について」に掲載の手続きを準用することにより、本入札に参加することができる。ただし、9（2）イの提出期限までに、当該審査のための書類の提出がない場合（書類の不備等により審査ができない場合を含む。）は、本入札への参加はできない。  
なお、今回の申請は、本入札及び契約の手続きに限り有効です。
- (2) 提出書類の記載は日本語で行うこと。提出書類のうち外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付すること。
- (3) 提出書類に用いる金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## 制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

明石市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

業者コード

下記業務について、制限付一般競争入札(郵便方式)に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。下記業務の落札者の要件として、明石市税の納税状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意します。

また、下記業務の開札日の前日において、国税を完納していること(滞納していないこと)及び落札者として決定された場合においては、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないときは、下記業務の落札決定が取り消されること及び指名停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

- 指定暴力団員
- 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

## 記

事業番号	9923350701		
事業名	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業		
配置業務責任者 (業務委託)		資格	
配置技術者 (工事)		資格	

※ 公告文に対応する適正な配置予定業務責任者及び配置予定技術者を必ず記入するとともに、当該業務責任者及び技術者の資格及び雇用関係を証する書類(資格については資格証、免許証等の写し。雇用については保険証等の写し。)を添付してください。健康保険証の記号・番号はマスキングすること。記入又は添付がされていない場合は無効となる場合があります。

下記には記入しないでください。

審 査 結 果
適 ・ 否



# 事業費内訳書

事業名 明石クリーンセンター焼却施設等包括管理  
事業

---

入札者 商号  
代表者職氏名

印

# 業務費内訳書

業務名 (下記※1参照)	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理業務委託
入札者	

区 分		費 目	積算の内訳 (下記※2参照)	金額 (下記※3参照)	備考
業務価格	業務原価 (ア)	業務員の労務費 (下記※4参照)			
		人件費(直接人件費+法定福利費)			
		法定福利費			
	(イ)	その他			
		材料費			
		物件費(直接物品費+業務管理費)			
		消耗品費			
	合計 (ウ=ア+イ)	通信交通費			
		その他			
	(エ)	諸経費(一般管理費等)	一般管理費		
その他					
合計 (オ=ウ+エ)					

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 1 業務名がないもの
- 2 積算の内容に記載が全くないもの
- 3 金額欄の合計に誤りがあるもの
- 4 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの  
※従業員1人当たりの賃金額(時額)が分かるように記載してください。

## 業務費内訳書作成手引（業務委託）

### 1 業務費内訳書は、次の場合に必ず作成し、提出してください。

財務室契約担当が発注する工事に直接関連しない業務委託に係る案件（水道局案件を含みます。）に参加する場合は、あらかじめ業務費内訳書を作成し、入札公告等で定める提出期限までに提出してください。

※1 工事に直接関連する業務委託及び単価で入札するものは除きます。

※2 単価契約の案件については、財務室契約担当が指定するものに限りません。

### 2 業務費内訳書は、次により作成してください。

(1) 業務費内訳書は当市指定の様式を使用して作成してください。

(2) 区分の考え方

① 次の区分ごとに「積算の内容」・「金額」の欄を記載してください。

ア 人件費（直接人件費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とします。なお、直接人件費の単価は、時間給とします。

（例）技術者・作業員等の労務費、法定福利費

イ 物件費（直接物品費＋業務管理費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うのに必要な物品費、現場従業員の研修訓練等に要する費用及び業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な費用とする。

（例）材料、薬剤、潤滑油、事務用品等の消耗品、通信交通費、機械器具損料など

ウ 業務原価（ア、イの合計）

人件費（直接人件費＋法定福利費）、物件費（直接物品費＋業務管理費）の合計とします。

エ 諸経費（一般管理費等）

受託者が企業を維持管理していくために必要な一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とし、直接人件費、法定福利費、直接物品費及び業務管理費を含まないものとします。

（例）役員報酬、現場従業員以外の従業員に対する給料手当、地代家賃、減価償却費など

オ 業務価格（ウ、エの合計）

業務原価及び諸経費（一般管理費等）の合計とします。

② 業務価格の構成は、業務内容等により、上記ア～エの区分での積算が不可能である場合は、新たな区分を設けて積算してください。

### 3 業務費内訳書の作成にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 「出精値引 ー〇, 〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないようにしてください。（入札は無効となります。）

- (2) 次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は無効とします。
- ア 業務費内訳書の提出を求められているにもかかわらず、提出しないもの。
  - イ 業務費内訳書の積算の内訳に記載が全くないもの。
  - ウ 業務費内訳書の金額欄の合計に誤りがあるもの。
  - エ 業務員の労務費の時間単価が、開札日における業務員が所属する事務所の存する所在地の地域別最低賃金額を下回るもの。
  - オ 業務費内訳書の作成にあたって、当市指定の様式を使用していないもの（ただし、業務費内訳書の形態からみて、当市指定の様式と同様のものを使用していると認められる場合を除きます。）
- (3) 提出された業務費内訳書は、返却しません。
- (4) 業務費内訳書の作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に財務室契約担当に確認をしてください。

※ 提出された業務費内訳書は、当該業務委託の契約事務以外には使用しません。

業務費内訳書

記載例

業務名 (下記※1参照)	〇〇〇〇業務委託
入札者	株式会社 △△△△

業務員が所属する事業所を記載してください

区分	費目	積算の内訳 (下記※2参照)	金額 (下記※3参照)	備考	
業務原価 業務価格	人件費(直接人件費+法定福利費) (ア)	業務員の労務費 (下記※4参照)	業務員A(兵庫営業所) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間=〇〇〇〇〇〇円 業務員B(大阪支店) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間=〇〇〇〇〇〇円 業務ごとに労務費を記載する場合 業務C(兵庫営業所) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間×〇〇人=〇〇〇〇〇〇円 業務D(大阪支店) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間×〇〇人=〇〇〇〇〇〇円		
		法定福利費	社会保険料 ・健康保険 〇〇〇〇〇円 ・厚生年金 〇〇〇〇〇円 ・雇用保険 〇〇〇〇〇円 ・労災保険ほか 〇〇〇〇〇円		
		その他			
	物件費(直接物品費+業務管理費) (イ)	材料費	材料 〇〇〇〇〇円 薬品 〇〇〇〇〇円		
		消耗品費	事務用品 〇〇〇〇〇円		
		通信交通費	出張旅費 〇〇〇〇〇円		
		その他	機械器具損料 〇〇〇〇〇円		
	合計 (ウ=ア+イ)				
	諸経費(一般管理費等) (エ)	一般管理費			
		その他			
合計 (オ=ウ+エ)					

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 業務名がないもの
- 積算の内容に記載が全くないもの
- 金額欄の合計に誤りがあるもの
- 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの  
※従業員1人当たりの賃金額(時額)が分かるように記載してください。

# 工事費内訳書

工事名	明石クリーンセンター焼却施設保全工事
入札者	

※「自社施工比率」及び「下請予定業者名」については、可能な範囲で記載してください。

費目・工種	種別・細目	金額	左記工種における自社施工比率	下請予定業者名
<b>機械工事</b>				
燃焼溶融設備				
機器費 A	燃焼設備	( )		
直接工事費	直接経費 1	( )	自社 % + 下請 % = 100%	
	労務費 2	( )	自社 % + 下請 % = 100%	
	仮設費 3	( )	自社 % + 下請 % = 100%	
直接工事費計(1~3の計) B		( )	自社 % + 下請 % = 100%	
間接工事費	共通仮設費 4	( )		
	据付間接費 5	( )		
	現場管理費 6	( )		
間接工事費計(4~6の計) C		( )		
据付工事原価計(=B+C) D		( )		
工事原価計(=A+D) E		( )		
一般管理費等 F		( )		
工事価格計(=E+F) G		( )		
<b>電気工事</b>				
電気計装設備				
機器費 H	機器費(複合工)	( )		
間接工事費	据付間接費 7	( )		
間接工事費計(=7) I		( )		
据付工事原価計(=I) J		( )		
工事原価計(=J) K		( )		

# 工事費内訳書

工事名	明石クリーンセンター焼却施設保全工事
入札者	

※「自社施工比率」及び「下請予定業者名」については、可能な範囲で記載してください。

費目・工種	種別・細目	金額	左記工種における自社施工比率	下請予定業者名
一般管理費等 L		( )		
工事価格計(=H+K+L) M		( )		
焼却施設休止工事				
直接工事費				
	焼却施設休止工事 8	( )		
直接工事費計(8の計) N		( )		
	共通仮設費 9	( )		
	現場管理費 10	( )		
	一般管理費 11	( )		
工事価格計(=N+9+10+11) O		( )		
6ヵ年における機械工事+電気工事及び焼却施設休止工事の工事価格合計				
工事価格計(=G+M) P	(機械工事+電気工事)	( )		
6ヵ年における工事価格計(=P×6) Q	(機械工事+電気工事)	( )		
工事価格計(=Oの計) R	(焼却施設休止工事)	( )		
工事価格合計(=Q+R)		( )		
うち、法定福利費		( )		

※ 次に掲げる事由に該当する工事費内訳書は、無効とします。

- 1 工事名がないもの
- 2 内訳書の金額欄(小計した項目を除く)の合計額が工事価格合計と合致しないもの ※小計とは、直接工事費計、間接工事費計、据付工事原価計など
- 3 内訳書に記載した工事価格合計と入札金額が異なるもの

## 工事費内訳書

工事名	明石クリーンセンター焼却施設保全工事
入札者	

※「自社施工比率」及び「下請予定業者名」については、可能な範囲で記載してください。

費目・工種	種別・細目	金額	左記工種における自社施工比率	下請予定業者名
-------	-------	----	----------------	---------

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行い、落札候補者(開札の結果、最低金額入札者となり、その後の資格審査で確認書類の提出が必要ない全ての審査を通過した者)となった場合、工事費内訳書(工種明細表、代価表、工事費内訳書等を含む、以下「詳細な工事費内訳書」という。)全項目の明細を提出してください。

落札候補者となった場合、契約担当者から詳細な工事費内訳書の提出を依頼する電話、メールによる連絡を行います。落札候補者は連絡のあった日の翌日の午後3時までに詳細な工事費内訳書を明石市財務室契約担当(明石市役所本庁舎5階)まで持参してください。

連絡の翌日の午後3時までに、特段の理由なく詳細な工事費内訳書の提出がなかった場合、入札は無効となり、指名停止となりますのでご注意ください。

## 業務実績調書

明石市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号  
F A X 番 号

業者コード	
-------	--

事業名	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業
-----	-----------------------

実績とする業務	
業務名	
発注機関名	
業務場所	
契約金額	
業務期間	自 年 月 日 至 年 月 日
受注形態	元請
業務概要	
特記事項	

- ※ 実績については、公告文中の入札参加要件に該当する実績を記入してください。
- ※ 上記業務内容が確認できる「契約書の写し」及び「特記仕様書（発注機関が発行する業務実績証明書でも可）等」を必ず添付してください。
- ※ 業務実績が複数にわたり、記入しきれない場合には、本書をコピーしてください。

## 施工実績調書

明石市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号  
F A X 番 号

業者コード	
-------	--

事業名	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業
-----	-----------------------

実績とする工事	
工事名	
発注機関名	
施工場所	
契約金額	
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
受注形態	元請
工事概要	
特記事項	

- ※ 実績については、公告文中の入札参加要件に該当する実績を記入してください。
- ※ 上記施工内容が確認できる「契約書の写し」及び「特記仕様書(コリンズにおける工事カルテ・発注機関が発行する業務実績調書でも可)等」を必ず添付してください。
- ※ 施工実績が複数にわたり、記入しきれない場合には、本書をコピーしてください。

## 配置予定業務責任者調書

明石市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号  
F A X 番 号

業者コード

事業名	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業
-----	-----------------------

配置予定業務責任者	
氏名	
保有する国家資格等	
取得年月日	年 月 日
業務経験	業務名
	従事役職名

※ 業務経験に掲げる業務名は、公告文中の入札参加要件に該当する業務を記入してください。

※ 配置予定業務責任者が上記業務に従事したことを証する書類を添付してください。



# 設計図書受け取り予約申込票

令和 年 月 日

明石市長 様

下記のとおり制限付一般競争入札(郵便方式)の設計図書の受け取りを申し込みます。

申込者	(会社名)	(担当者氏名)
		TEL FAX

No.	事業番号	事業名	備考
1	9923350701	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業	
2			
3			
4			
5			
6			

※ 対象案件についてFAXで財務室契約担当(078-918-5153)に送付。

## ○制限付一般競争入札について

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください)

## ○国税の完納に関する誓約及び国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出について

平成20年10月1日の公告分より、制限付一般競争入札参加申請書に国税の完納に関する誓約の文言が追加されています。入札に参加する場合は、この新しい参加申請書を使用すると共に、誓約内容をよく確認してください。

落札者は契約締結までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出が必要となります。

国税の完納を誓約したにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書が提出できない場合は、落札決定の取消し及び指名停止措置(6か月)の対象となりますのでご注意ください。

## ○指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札者となった場合には入札時に提出していただく「国税の完納及び指定暴力団等に関する誓約書」とは別に、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

## ○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※ その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

# 設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

明石市長 様

会 社 名

事業名	明石クリーンセンター焼却施設等包括管理事業
-----	-----------------------

上記事業について、次のとおり質問します。

No.	質問内容	図面No.	仕様書(頁)
1			
2			
3			
4			

質問に対する回答(質問回答書)は、明石市ホームページに掲載します。